

「消費税関係申告書等の様式について」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別紙	別紙
1 納税義務者関係	1 納税義務者関係
(1)～(2) (省 略)	(1)～(2) (同 左)
(3) 消費税課税事業者届出書	(3) 消費税課税事業者届出書
法第 57 条第 1 項第 1 号《基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u> を超えることとなった場合の届出》に規定する課税期間の基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u> を超えることとなった旨の届出書は、第 3 号様式の「消費税課税事業者届出書」により提出する。	法第 57 条第 1 項第 1 号《基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u> を超えることとなった場合の届出》に規定する課税期間の基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u> を超えることとなった旨の届出書は、第 3 号様式の「消費税課税事業者届出書」により提出する。
(4) (省 略)	(4) (同 左)
(5) 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書	(5) 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
法第 57 条第 1 項第 2 号《基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u> 以下となった場合の届出》に規定する課税期間の基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u> 以下となった旨の届出書は、第 5 号様式の「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」により提出する。	法第 57 条第 1 項第 2 号《基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u> 以下となった場合の届出》に規定する課税期間の基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u> 以下となった旨の届出書は、第 5 号様式の「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」により提出する。
(6)～(11) (省 略)	(6)～(11) (同 左)
2 (省 略)	2 (同 左)
3 課税期間関係	3 課税期間関係
(1) (省 略)	(1) (同 左)
(2) 消費税課税期間特例 <u>選択・変更</u> 届出書	(2) 消費税課税期間特例 <u>選択</u> 届出書
法第 19 条第 1 項第 3 号、 <u>第 3 号の 2、第 4 号又は第 4 号の 2</u> 《課税期間の特例》に規定する課税期間を <u>短縮又は変更</u> する旨の届出書は、第 13 号様式の「消費税課税期間特例 <u>選択・変更</u> 届出書」により提出する。	法第 19 条第 1 項第 3 号 <u>又は第 4 号</u> 《課税期間の特例》に規定する課税期間を <u>短縮</u> する旨の届出書は、第 13 号様式の「消費税課税期間特例 <u>選択</u> 届出書」により提出する。
(3) (省 略)	(3) (同 左)
4・5 (省 略)	4・5 (同 左)
6 申告関係	6 申告関係
(1) (省 略)	(1) (同 左)

改 正 後	改 正 前
(2) 消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書 法第 43 条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》、第 45 条《課税資産の譲渡等についての確定申告》又は法第 46 条《還付を受けるための申告》並びに地法附則第 9 条の 5《譲渡割の申告の特例》に規定する申告書は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の様式により提出する。 イ 簡易課税制度の適用を受けない場合（第 24 号様式の「簡易課税制度選択届出書」を提出している事業者が基準期間における課税売上高が <u>5,000 万円</u>を超えたことにより簡易課税制度の適用を受けない場合を含む。） 第 27 - (1)号様式の「消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（一般用）」 ロ （省 略） (3) 法第 43 条第 3 項、第 45 条第 5 項又は第 46 条第 3 項に規定する申告書に添付することとされている書類は、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。 イ・ロ （省 略） (4) （省 略） 7 公益法人等関係 (1)～(3) （省 略） (4) 消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期限の特例の不適用届出書 令第 76 条第 10 項《国又は地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例の不適用》に規定する法別表第三に掲げる法人に係る申告期限の特例の適用をやめようとする旨の届出書は、第 32 号様式の「消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期限の特例の不適用届出書」により提出する。 8 （省 略）	(2) 消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書 法第 43 条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》、第 45 条《課税資産の譲渡等についての確定申告》又は法第 46 条《還付を受けるための申告》並びに地法附則第 9 条の 5《譲渡割の申告の特例》に規定する申告書は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の様式により提出する。 イ 簡易課税制度の適用を受けない場合（第 24 号様式の「簡易課税制度選択届出書」を提出している事業者が基準期間における課税売上高が <u>2 億円</u>を超えたことにより簡易課税制度の適用を受けない場合を含む。） 第 27 - (1)号様式の「消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（一般用）」 ロ （同 左） (3) 法第 43 条第 4 項、第 45 条第 5 項又は第 46 条第 3 項に規定する申告書に添付することとされている書類は、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。 イ・ロ （同 左） (4) （同 左） 7 公益法人等関係 (1)～(3) （同 左） (4) 消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期限の特例の不適用届出書 令第 76 条第 9 項《国又は地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例の不適用》に規定する法別表第三に掲げる法人に係る申告期限の特例の適用をやめようとする旨の届出書は、第 32 号様式の「消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期限の特例の不適用届出書」により提出する。 8 （同 左）